

岐阜県看護学生修学資金 ガイドブック

◆ 令和6年度（2024年度） ◆



岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課





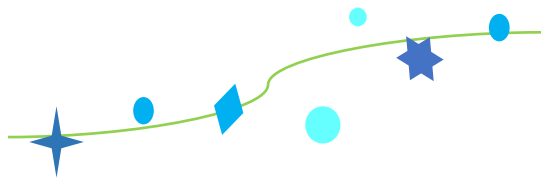
目次

I	岐阜県看護学生修学資金制度について	
1.	制度のあらまし	2
2.	申請方法について	4
3.	貸付けの決定について	5
4.	修学資金の貸付決定の取消しについて	5
5.	修学資金の返還免除について	5
6.	修学資金の返還について	6
7.	届出について	8
8.	修学資金申請書類チェック表	9
9.	手続フロー	13
10.	修学資金貸付規則	15
II	Q & A	57

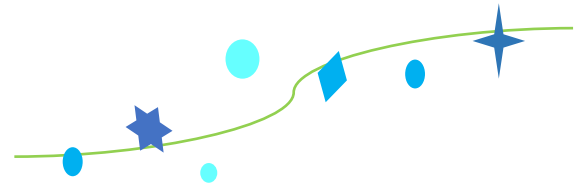


おぼえがき

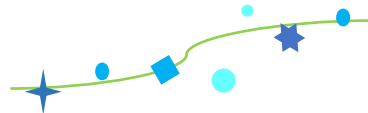
氏名及び生年月日		年	月	日生
住所・電話		TEL		
看護学校等の名称				
貸付決定番号				
貸付月額・期間				
返還免除となる就業年限	5 年			
返還免除予定年月日				
連帯保証人	氏名			
	住所	TEL		
	氏名			
	住所	TEL		



1 岐阜県看護学生修学資金制度について



1. 制度のあらまし



岐阜県では、県内の看護師及び准看護師の確保を図るため、県内の看護師養成所又は准看護師養成所に在学し、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に対して、修学資金を貸し付けます。

看護師免許又は准看護師免許取得後、一定期間県内において勤務するなどの一定の条件を満たした場合には、この修学資金の返還を免除します。

《制度の概要》

貸付対象	下記の要件を満たす者	
	<p>(1) 県内の看護師養成所又は准看護師養成所の第二学年以上の学年に在学していること。</p> <p>(2) 修学資金の貸付けを受けようとする月の属する年度の前年度の学業成績が優秀であること。 「学業成績が優秀であること」 ①前年度のGPAや平均成績等が学年の<u>上位2分の1以上</u>であること 又はそれに相当する学力を有すると養成所の長が認める者 ②各養成所の長が推薦する者 養成所の長から推薦書の交付を受け、申請書と併せて提出</p> <p>(3) それぞれ①又は②に定める強い意思を有すること ①看護師養成所に在学する者 将来県内において保健師、助産師又は看護師の業務に従事する意思 ②准看護師養成所に在学する者 将来県内において保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に従事する意思</p>	
募集人数	予算の範囲内で毎年度決定する。	
貸付金額	養成所の種別	貸付額
	国又は地方公共団体が設置する看護師養成所	月額32,000円
	民間が設置する看護師養成所	月額36,000円
	国又は地方公共団体が設置する准看護師養成所	月額15,000円
	民間が設置する准看護師養成所	月額21,000円
利息	なし	
貸付期間	1年 ※・毎年度決定するため、自動継続はしない。 ・連続年の貸付申請は可能。	
返還免除条件	<p>(1) 当然免除（全額免除） 免許取得後、遅滞なく5年間県内にて看護職員の業務に従事すること</p> <p>(2) 裁量免除（一部免除） 貸付期間に相当する期間以上県内にて看護職員の業務に従事したとき、業務に従事した期間を5年で除して得た数値を修学資金の返還債務の額に乗じて得た額について、免除。</p> <p style="text-align: center;">勤務期間（月）</p> <p style="text-align: center;">一部免除額 = 貸付金額 × $\frac{\text{勤務期間（月）}}{60 \text{（月）}（= 5 \text{（年）} \times 12 \text{か月）}}$</p>	

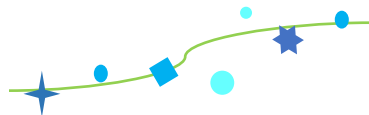
【例】

2年分貸付（864,000円）を受けたが、2年しか就業しなかった場合、
免除額は345,600円（ $= 864,000円 \times (24か月 / 60か月)$ ）となり、
残債務は518,400円（864,000円 - 345,600円）となる。

岐阜で働こう！



2. 申請について



(1) 申請期間 令和6年(2024年)10月1日(火)～10月31日(木) 【消印有効】

(2) 申請方法

岐阜県看護学生修学資金貸付規則(以下、「規則」という。)に従い、申請期間内に、書類の提出により申請してください。

●書類の提出

提出する書類は下記のとおりです。

- ・修学資金貸付申請書(規則第1号様式)
- ・在学証明書(令和6年(2024年)4月1日以降のもの)
- ・養成所の長の推薦書(規則第2号様式)
- ・戸籍抄本
- ・連帯保証人の印鑑証明書

※・保証人となる2名は、生計が別でなければなりません。

・なお、保証人に所得基準はありませんが、破産宣告を受けている方は保証人になることができません。

申請書などの様式は、岐阜県医療福祉連携推進課のホームページからダウンロードできます。

医療福祉連携推進課ホームページ(URL)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/371346.html>

(3) 書類提出先

各養成所の岐阜県看護学生修学資金事務担当まで

(4) 選考

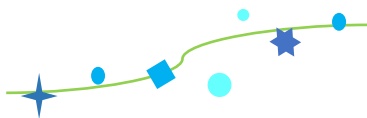
書面による

(5) 貸付決定

令和6年(2024年)11月中(予定)に書面で申請者あて通知します。



3. 貸付けの決定について



(1) 貸付決定までの流れ

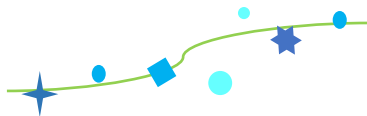
申請者から修学資金貸付申請書の提出があった後、書面にて審査を行います。

審査結果は、修学資金貸付決定通知書（規則第 3 号様式）又は修学資金貸付不承認決定通知書（規則第 4 号様式）にて通知します。

(2) 修学資金の貸付け

6 か月分の修学資金を、12 月及び 2 月に分割して交付します。修学生は、修学資金の貸付けを受けた後、修学資金借用証書（規則第 7 号様式）を提出する必要があります。

4. 貸付決定の取消しについて



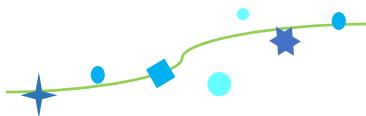
修学生が以下のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸付決定が取り消されることとなります。

- ・退学したとき
- ・病気、負傷その他の理由により、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ・学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
- ・修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
- ・修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ・死亡したとき。
- ・その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

<一時取消し>

- ・修学生が休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸付けを行なわない。

5. 返還免除について



返還免除には、(1) 当然免除、(2) 裁量免除 があります。

返還免除を受けようとする場合は、修学資金返還免除申請書（規則第 13 号様式）を提出してください。

審査結果は、修学資金返還免除決定通知書（規則第 15 号様式）又は修学資金返還免除不承認決定通知書（規則第 16 号様式）にて通知します。

【返還免除条件】

(1) 当然免除（全額免除）

免許取得後、遅滞なく 5 年間県内にて看護職員の業務に従事すること。

(2) 裁量免除（一部免除）

貸付期間に相当する期間以上県内にて看護職員の業務に従事したとき、業務に従事した期間を 5 年で除して得た数値を修学資金の返還債務の額に乗じて得た額について、免除。

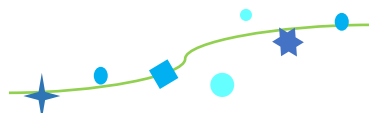
勤務期間（月）

$$\text{一部免除額} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{勤務期間（月）}}{60 \text{（月）（} = 5 \text{（年）} \times 12 \text{か月）}}$$

【例】

2年分貸付（864,000円）を受けたが、2年しか就業しなかった場合、免除額は345,600円（=864,000円×（24か月/60か月））となり、残債務は518,400円（864,000円-345,600円）となる。

6. 返還について



借受人が以下のいずれかに該当することとなった場合には、理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間に相当する期間内に、修学資金を返還しなければなりません。

※規則第11条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除き、第17条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を加算します。

- ・ 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- ・ 養成所を卒業した日から1年以内に当該養成所に係る免許を取得しなかったとき。
- ・ 修学資金利用免許を取得した後、遅滞なく県内において看護職員の業務に従事しなかったとき。
- ・ 修学資金利用免許を取得し、遅滞なく県内において看護職員の業務に従事し始めた後、死亡し、又は県内において看護職員の業務に従事しなくなったとき。

(1) 返還の手続き

修学資金を返還しなければならないときは、返還事由が生じた日から起算して20日以内に修学資金返還明細書（規則第11号様式）を提出してください。

提出した修学資金返還明細書の内容を変更するときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書（規則第12号様式）を県に提出してください。

(2) 返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、当該事項が継続する間、修学資金の返還が猶予されることがあります。

- ・ 修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該養成所に在学しているとき。
- ・ 当該養成所を卒業後更に文部科学省又は都道府県知事の指定した保健師養成所（大学）、助産師養成所（大学）若しくは看護師養成所（大学）に在学しているとき。
- ・ 当該養成所を卒業後更に、看護師の免許を取得し、学校教育法第97条に規定する大学院の看護職員に関連する専門知識の修得を目的とする修士課程若しくは博士課程又は国内の大学院と同等以上と認められる国外の大学院の看護職員に関連する専門知識の修得を目的とする修士課程若しくは博士課程に在学しているとき。

- ・ 借受人が県内において看護職員の業務に従事しているとき。
- ・ 疾病、負傷または育児休業その他やむを得ない理由があるとき。

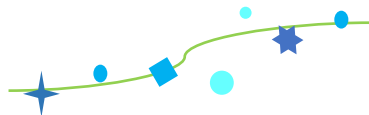
(3) 返還の猶予の手続

修学資金の返還の猶予を受ける場合は、修学資金返還猶予申請書（規則第17号様式）に返還猶予を受ける資格を有することが分かる書面を添えて提出してください。

提出された申請書を審査し、その結果を修学資金猶予決定通知書（規則第18号様式）又は修学資金猶予不承認決定通知書（規則第19号様式）にて通知します。



7. 届出について



(修学生)

以下のいずれかに該当する場合には、届出書（規則第8号様式）にその事実が分かる書面を添えて、速やかに県に届け出てください。

- ・ 氏名、住所又は養成所を変更したとき。
- ・ 退学しようとするとき。
- ・ 修学に堪えない程度の疾病、負傷等を生じたとき。
- ・ 休学し、又は退学若しくは停学の処分を受けたとき。
- ・ 復学したとき。
- ・ 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
- ・ 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
- ・ 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

(借受人)

(1) 県内において看護職員の業務に従事している間は、毎年4月1日現在の従事状況について、従事状況報告書（規則第9号様式）に従事証明書（規則第10号様式）を添えて、届出なければなりません。

提出期限：毎年4月30日まで

(2) 以下のいずれかに該当することとなった場合には、届出書（規則第8号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に届け出なければなりません。

- ・ 氏名又は住所を変更したとき。
- ・ 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
- ・ 修学資金の貸付けを受けて養成所を卒業したとき及び養成所を卒業した月の翌月から起算して一年以内に当該養成所に係る免許を取得したとき。
- ・ 免許を取得した後、県内において看護職員の業務に従事し始めたとき、及び看護職員の業務に従事しなくなったとき。
- ・ 県内において業務に従事する場所を変更したとき。

(修学生又は借受人が死亡したとき)

保証人は、直ちにその旨を知事に届け出なければなりません。



8.修学資金申請書類チェック表



(1) 申請から実際に貸付を受けるまで

要件	提出書類	備考
申請のとき	<input type="checkbox"/> 修学資金貸付申請書（規則第1号様式） <input type="checkbox"/> 在学証明書（令和6年（2024年）4月1日以降のもの） <input type="checkbox"/> 養成所の長の推薦書（規則第2号様式） <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑証明書	※推薦書は送付時に各養成所にて同封されるもの
修学資金貸付決定通知書を受け取ったとき	<input type="checkbox"/> 誓約書（規則第5号様式） <input type="checkbox"/> 口座振替申出書（規則第6号様式） <input type="checkbox"/> 通帳コピー	修学資金貸付決定通知書受取より <u>20日以内</u> に提出
修学資金の貸付けを受けたとき（年2回）	<input type="checkbox"/> 修学資金借用証書（規則第7号様式）	

(2) 貸付中

要件	提出書類
氏名、住所の変更があったとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第8号様式） <input type="checkbox"/> 戸籍抄本または住民票
保証人の氏名、住所もしくは職業に変更したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第8号様式） <input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑証明書（変更がある場合） ※届出書に修学資金貸付申請書2枚目の変更内容を記入

保証人が死亡または破産手続きの決定を受けたとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第 8 号様式） <input type="checkbox"/> 申請書の2枚目の内容が記載された書面 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑証明書
養成所を変更したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第 8 号様式） <input type="checkbox"/> 在学証明書
修学に堪えない病気、負傷をしたとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第 8 号様式） <input type="checkbox"/> 診断書 ※返還手続きも行う
死亡（保証人から提出）したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第 8 号様式） <input type="checkbox"/> 死亡診断書等 ※返還手続きも行う
休学後、退学したとき 停学処分を受けたとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第 8 号様式） <input type="checkbox"/> 休学、停学、退学がわかる書面（休学、停学の場合は開始日がわかるもの）
復学したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第 8 号様式） <input type="checkbox"/> 復学がわかる書面（復学開始日がわかるもの）
退学したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第 8 号様式） ※返還手続きも行う
修学に対し他の同種の資金の貸付又は支給を受けたとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第 8 号様式） ※返還手続きも行う
修学資金の貸付を辞退したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第 8 号様式） ※返還手続きも行う



(3) 貸付終了後

要件	提出書類	備考
氏名、住所の変更があったとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第8号様式） <input type="checkbox"/> 戸籍抄本または住民票	
保証人の氏名、住所もしくは職業に変更したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第8号様式） ※届出書に修学資金貸付申請書2枚目の内容を記入	
保証人が死亡または破産手続きの決定を受けたとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第8号様式） <input type="checkbox"/> 申請書の2枚目の内容が記載された書面 <input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑証明書	
在学しているとき	<input type="checkbox"/> 修学資金返還猶予申請書（規則第17号様式） <input type="checkbox"/> 在学証明書	
卒業したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第8号様式） <input type="checkbox"/> 卒業証明書	
免許取得したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第8号様式） <input type="checkbox"/> 免許の写し又は登録済み証明書の写し	卒業後1年以内
免許未取得の場合（猶予）	<input type="checkbox"/> 修学資金返還猶予申請書（規則第17号様式）	卒業後1年以内の場合
免許未取得の場合（返還）	<input type="checkbox"/> 修学資金返還明細書（規則第11号様式）	卒業後1年以上の場合 返還事由が生じた日から起算して 20日以内
県内に就業開始・継続した場合	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第8号様式） <input type="checkbox"/> 従事状況報告書（規則第9号様式） <input type="checkbox"/> 従事証明書（規則第10号様式） <就業開始時のみ> <input type="checkbox"/> 修学資金返還猶予申請書（規則第17号様式）	従事状況報告書は毎年4月末日までに提出
県外で就業した場合	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第8号様式） <input type="checkbox"/> 修学資金返還明細書（規則第11号様式）	返還事由が生じた日から起算して 20日以内
県内において、業務に従事する場所を変更したとき	<input type="checkbox"/> 届出書（規則第8号様式） <input type="checkbox"/> 従事証明書（規則第10号様式） ※前職場から「在職証明書（規則第14号様式）」を取得しておく（返還免除の際必要）	
免許取得後、遅滞なく5年間県内にて看護職員の業務に従事した場合（全額免除）	<input type="checkbox"/> 修学資金返還免除申請書（規則第13号様式） <input type="checkbox"/> 在職証明書（規則第14号様式） ※5年間の県内就業がわかるもの <input type="checkbox"/> その他免除を受ける資格を有することを証する書面	

就業期間が貸付期間以上かつ義務年限未満の場合 (一部免除)	<input type="checkbox"/> 修学資金返還免除申請書(規則第13号様式) <input type="checkbox"/> 在職証明書(規則第14号様式) ※県内就業の期間がわかるもの <input type="checkbox"/> その他免除を受ける資格を有することを証する書類	
病気、負傷その他やむを得ない理由で返還が困難な場合	<input type="checkbox"/> 修学資金返還猶予申請書(規則第17号様式) <input type="checkbox"/> 診断書等その事実を証明する書類	
育児休業する場合	<input type="checkbox"/> 修学資金返還猶予申請書(規則第17号様式) <input type="checkbox"/> 育児休業を証明する書面	

「(1) 申請から実際に貸付を受けるまで」の書類は養成所から送付となります。

その他の届出等は、下記の提出先へ本人から提出してください。

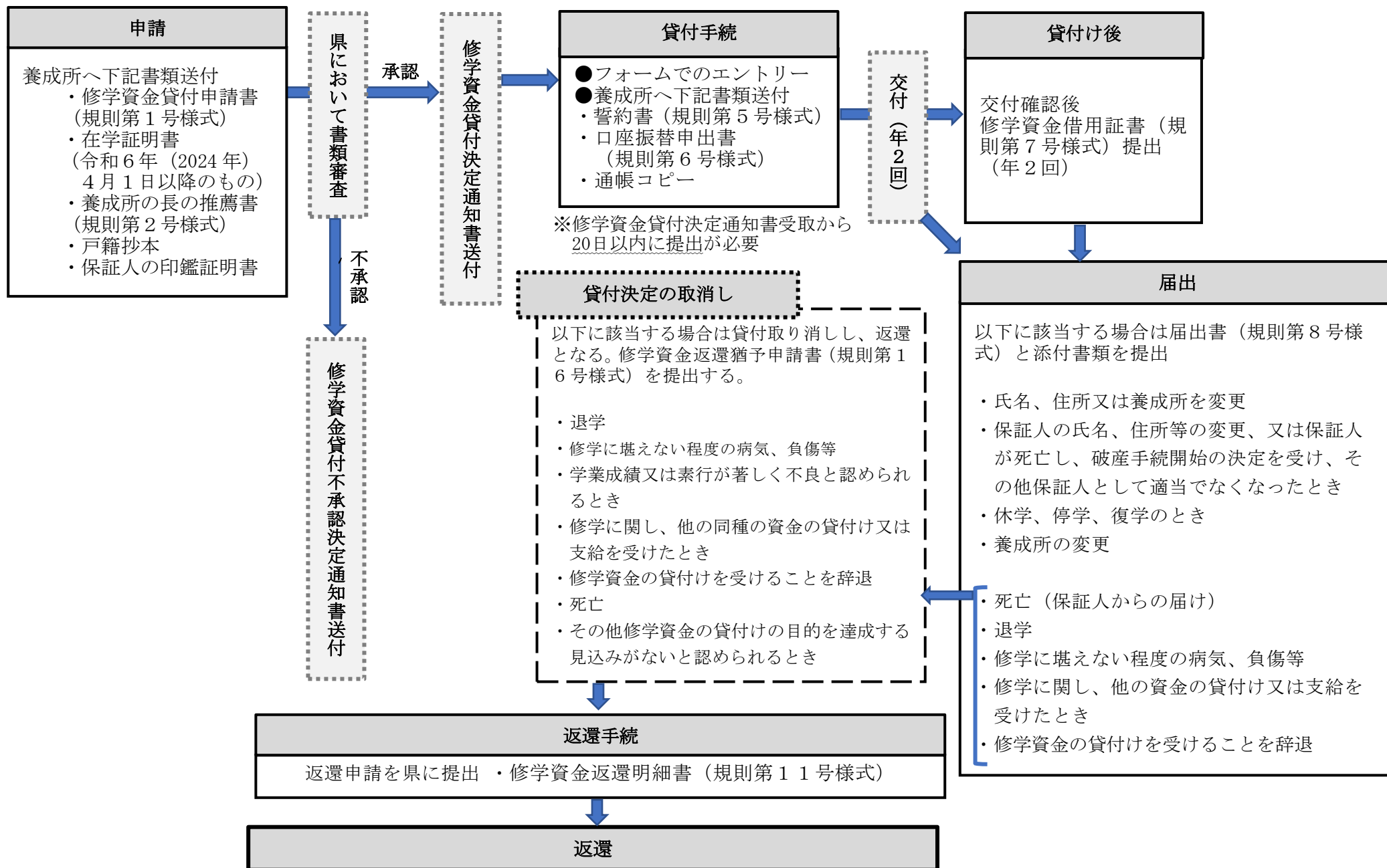
【提出先】

〒500-8570

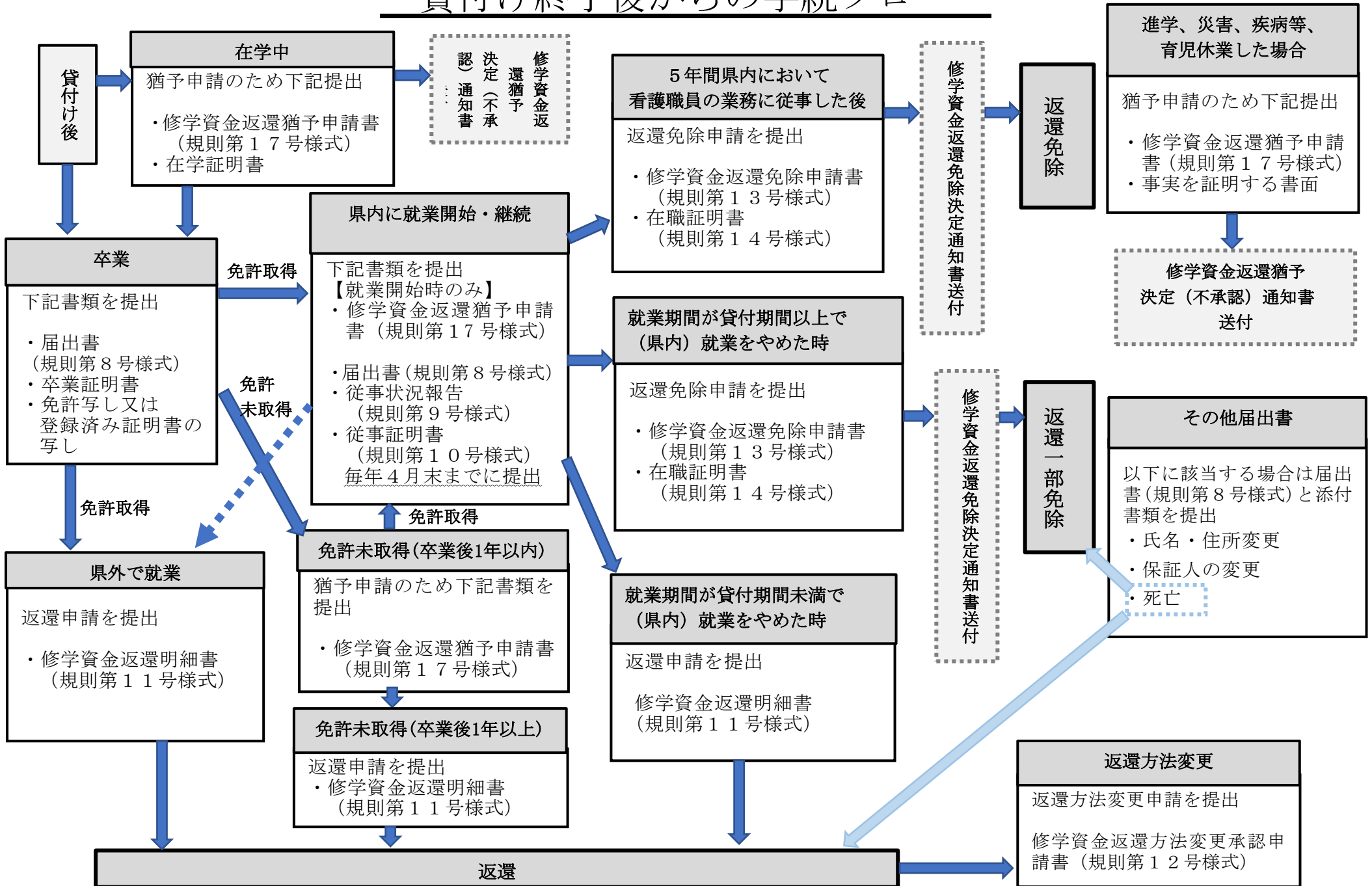
岐阜県庁 医療福祉連携推進課 看護係

※「看護学生修学資金貸付書類在中」と記載してください。

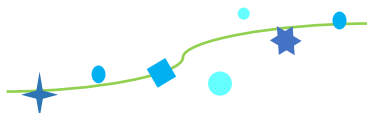
9 申請から貸付け終了までの手続フロー



貸付け終了後からの手続フロー



10. 修学資金貸付規則



名 称	番 号	ページ
岐阜県看護学生修学資金貸付規則	—	1 6
修学資金貸付申請書	(規則) 第 1 号様式	2 1
推薦書	(規則) 第 2 号様式	2 5
修学資金貸付決定通知書	(規則) 第 3 号様式	2 7
修学資金貸付不承認決定通知書	(規則) 第 4 号様式	2 8
誓約書	(規則) 第 5 号様式	2 9
口座振替申出書	(規則) 第 6 号様式	3 1
修学資金借用証書	(規則) 第 7 号様式	3 3
届出書	(規則) 第 8 号様式	3 5
従事状況報告書	(規則) 第 9 号様式	3 7
従事証明書	(規則) 第 1 0 号様式	3 9
修学資金返還明細書	(規則) 第 1 1 号様式	4 1
修学資金返還方法変更承認申請書	(規則) 第 1 2 号様式	4 3
修学資金返還免除申請書	(規則) 第 1 3 号様式	4 5
在職証明書	(規則) 第 1 4 号様式	4 9
修学資金返還免除決定通知書	(規則) 第 1 5 号様式	5 1
修学資金返還免除不承認申請書	(規則) 第 1 6 号様式	5 2
修学資金返還猶予申請書	(規則) 第 1 7 号様式	5 3
修学資金返還猶予決定書	(規則) 第 1 8 号様式	5 5
修学資金返還猶予不承認決定通知書	(規則) 第 1 9 号様式	5 6

岐阜県看護学生修学資金貸付規則

(総則)

第一条 県は、県内の看護師及び准看護師の確保を図るため、県内の看護師養成所（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十一条第三号に規定する知事の指定した看護師養成所をいう。以下同じ。）又は准看護師養成所（法第二十二条第二号に規定する知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。）に在学する者に対し、修学資金を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、この規則の定めるところによる。

（貸付けの対象者）

第二条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一 県内の看護師養成所又は准看護師養成所の第二学年以上の学年に在学していること。
- 二 修学資金の貸付けを受けようとする月の属する年度の前年度の学業成績が優秀であること。
- 三 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める意思を有すること。
 - イ 看護師養成所に在学する者 将来県内において保健師、助産師又は看護師の業務に従事する意思
 - ロ 准看護師養成所に在学する者 将来県内において保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に従事する意思

に從事する意思

- 2 前項の規定にかかわらず、修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受け、又は受けようとする者は、修学資金の貸付けを受けることができない。

- 3 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で知事が決定する。

（修学資金の貸付額及び貸付期間）

第三条 修学資金の貸付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 看護師養成所に在学する者に対して貸し付ける修学資金（以下「看護師修学資金」という。） 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 看護師養成所の設置者が国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。）である場合 月額三万二千円

ロ 看護師養成所の設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合 月額三万六千円

- 二 准看護師養成所に在学する者に対して貸し付ける修学資金（以下「准看護師修学資金」という。）

） 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 准看護師養成所の設置者が国又は地方公共団体である場合 月額一万五千元

ロ 准看護師養成所の設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合 月額二万千元

- 2 修学資金を貸し付ける期間は、在学する看護師養成所又は准看護師養成所の課程の正規の修業年数から一年を控除した年数を超えることができない。

（修学資金の利息）

第四条 修学資金は、無利息とする。

（貸付けの申請）

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 在学証明書
 - 二 看護師養成所又は准看護師養成所の長の推薦書（別記第二号様式）
 - 三 戸籍抄本
 - 四 連帯保証人の印鑑証明書
 - 五 その他知事が必要と認める書面
- （貸付けの決定）

第六条 知事は、修学資金貸付申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、修学資金貸付決定通知書（別記第三号様式）又は修学資金貸付不承認決定通知書（別記第四号様式）によるものとする。

3 修学資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「修学生」という。）は、これを受け取った日から起算して二十日以内に誓約書（別記第五号様式）及び口座振替申出書（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第七条 修学生は、連帯保証人（以下「保証人」という。）二人を立てなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、一人の保証人を立てれば足りる。

2 修学生が未成年者である場合には、保証人のうち一人は、その者の法定代理人でなければならない。ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときは、この限りでない。

（修学資金の交付）

第八条 修学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

一 四月から九月までの月の分 十月

二 十月から翌年三月までの月の分 同年一月

（借用証書）

第九条 修学生は、修学資金の交付を受けた後、直ちに修学資金借用証書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

（届出）

第十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第八号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

一 氏名、住所又は看護師養成所若しくは准看護師養成所を変更したとき。

二 退学しようとするとき。

三 疾病、負傷その他の理由により、修学を継続する見込みがなくなったとき。

四 休学し、又は退学若しくは停学の処分を受けたとき。

五 復学したとき。

六 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。

七 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。

八 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

2 修学資金の貸付けを受け終わった者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 前項第六号に該当するとき。

三 修学資金の貸付けを受けて修学した看護師養成所又は准看護師養成所（以下「修学資金利用養成所」という。）を卒業したとき及び修学資金利用養成所を卒業した日の属する月の翌月から起算して十二月以内に修学資金利用免許（看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては看護師の免許を、准看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては准看護師の免許をいう。以下同じ。）を取得したとき。

四 県内において看護職員の業務（看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては保健師、助産師又は看護師の業務を、准看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいう。以下同じ。）に従事し始めたとき及び従事しなくなったとき。

5 県内において看護職員の業務に従事している場合において、従事する場所を変更したとき。
3 借受人は、毎年四月一日に県内において看護職員の業務に従事しているときは、同日における従事の状態を同月三十日までに知事に報告しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

4 前項の規定による報告は、従事状況報告書（別記第九号様式）に従事証明書（別記第十号様式）又はこれに相当する書面を添えて行うものとする。

5 保証人は、修学生又は借受人が死亡したときは、その事実を証する書面を添えて、直ちに知事に届け出なければならない。

（貸付けの決定の取消し等）

第十一条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消

すものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 疾病、負傷その他の理由により、修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
- 四 前条第一項第七号に該当するとき。
- 五 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 六 死亡したとき。
- 七 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- 2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(修学資金の返還)

第十二条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間（前条第二項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間がある場合にあってはその期間に相当する期間を除き、第十七条第一項の規定により返還債務の履行が猶予された期間がある場合にあってはその期間に相当する期間を加えた期間）内に修学資金を一括して、又は分割して返還しなければならない。

- 一 前条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- 二 修学資金利用養成所を卒業した日の属する月の翌月から起算して十二月以内に修学資金利用免許を取得しなかったとき。
- 三 修学資金利用免許を取得した後、遅滞なく県内において看護職員の業務に従事しなかったとき。
- 四 修学資金利用免許を取得し、遅滞なく県内において看護職員の業務に従事した後、死亡し、又は県内において看護職員の業務に従事しなくなったとき（次条各号に掲げる場合を除く。）。
- 2 借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して二十日以内に修学資金返還明細書（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 借受人は、修学資金の返還の方法を変更しようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書（別記第十二号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(返還債務の当然免除)

第十三条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部を免除する。

一 借受人が修学資金利用免許を取得した後、次に掲げる期間を除き遅滞なく県内において看護職員の業務に従事し始め、かつ、これらの期間を除き引き続き五年間県内において看護職員の業務に従事したとき。

イ 次に掲げる学校等（看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあっては、(1)から(4)まで及び(8)に掲げる学校等）に在学する期間

- (1) 法第十九条第一号に規定する文部科学大臣の指定した学校
- (2) 法第十九条第二号に規定する都道府県知事の指定した保健師養成所
- (3) 法第二十条第一号に規定する文部科学大臣の指定した学校
- (4) 法第二十条第二号に規定する都道府県知事の指定した助産師養成所
- (5) 法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定した大学
- (6) 法第二十一条第二号に規定する文部科学大臣の指定した学校
- (7) 法第二十一条第三号に規定する都道府県知事の指定した看護師養成所
- (8) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の保健師、助産師又は看護師の業務に関する専門知識の修得を目的とする修士課程若しくは博士課程又はこれらと同等以上と認められる国外の大学院の課程

ロ 疾病、負傷その他のやむを得ない理由により県内において看護職員の業務に従事することができなかつた期間

二 借受人が修学資金利用免許を取得した後、前号イ及びロに掲げる期間を除き遅滞なく県内において看護職員の業務に従事し始め、かつ、これらの期間を除き引き続き県内において看護職員の業務に従事し、五年を経過する前に、看護職員の業務により死亡し、又は看護職員の業務に起因する疾

病、負傷その他のやむを得ない理由により看護職員の業務に従事することができなくなったとき（再び従事することができる見込みがある場合を除く。）。

（返還債務の裁量免除）

第十四条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するとき（前条各号のいずれかに該当するときを除く。）は、貸し付けた修学資金の返還債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部又は一部を免除することができる。

- 一 修学資金の貸付けを受けた期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年とする。）に相当する期間以上県内において看護職員の業務に従事したとき。
- 二 死亡、疾病、負傷その他のやむを得ない理由により修学資金を返還することができなくなったとき。

2 前項第一号に該当して返還債務を免除する場合における免除することができる返還債務の額は、県内において看護職員の業務に従事した期間を五年に相当する期間で除して得た数（この数が一より大きい場合は、一）に貸付けを受けた修学資金の額を乗じて得た額から履行期が到来している返還債務の額を控除した額（この額が零円に満たない場合は、零円）を超えることができない。

（返還免除の申請）

第十五条 前二条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする借受人は、修学資金返還免除申請書（別記第十三号様式）に次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 在職証明書（別記第十四号様式）又はこれに相当する書面
- 二 第十三条各号又は前条第一項各号に掲げる事由に該当することを証する書面

（返還免除の決定）

第十六条 知事は、修学資金返還免除申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、修学資金返還免除決定通知書（別記第十五号様式）又は修学資金返還免除不承認決定通知書（別記第十六号様式）によるものとする。

（返還の猶予）

第十七条 知事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- 一 借受人が第十一条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後、引き続き修学資金利用養成所に在学している場合 当該引き続き在学している期間
- 二 借受人が修学資金利用免許を取得した後、第十三条第一号イ(1)から(8)までに掲げる学校等（看護師修学資金の貸付けを受けた借受人にあつては、同号イ(1)から(4)まで及び(8)に掲げる学校等）に在学している場合 当該在学している期間
- 三 借受人が県内において看護職員の業務に従事している場合 当該従事している期間
- 四 疾病、負傷その他のやむを得ない理由により借受人が修学資金を返還することが困難であると認められる場合 当該理由がなくなるまでの期間

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人は、修学資金返還猶予申請書（別記第十七号様式）に前項各号に掲げる事由に該当することを証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第十八条 知事は、修学資金返還猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、修学資金返還猶予決定通知書（別記第十八号様式）又は修学資金返還猶予不承認決定通知書（別記第十九号様式）によるものとする。

（延滞利息）

第十九条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利息（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を支払わなければならない。

（雑則）

第二十条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

修学資金貸付申請書

月額		円		
貸付期間及び貸付申請額		年 月から 年 月まで 総額 円		
本 人	ふりがな		養成所名等 所属する学年 年	
	氏 名			
	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)		
	入学年月	年 月	卒業予定 年 月	年 月
	現住所及び 電 話 番 号	〒 () - 携帯電話 - -		
	帰省先住所 及び電話番号	〒 () -		
	メー ル ア ド レ ス	携帯メール： P Cメール：		
添 付 書 類	1 在学証明書 2 看護師養成所又は准看護師養成所の長の推薦書（第2号様式） 3 戸籍抄本 4 連帯保証人の印鑑証明書（※連帯保証人欄の㊟と同様） 5 その他（ ）			
<p>上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の貸付けを受けたいので申請します。</p> <p>なお、私は、将来、岐阜県内において保健師、助産師又は看護師の業務（准看護師養成所に在学する者にあつては、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務）に従事する意思があることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p> <p>岐阜県知事 様</p>				

上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県看護学生修学資金の返還債務については、本人と連帯して履行することを保証します。
 なお、破産宣告は受けておりません。

年 月 日

岐阜県知事 様

連 帯 保 証 人	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名	ⓐ	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	
	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名	ⓐ	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	

修学資金貸付申請書

月額		32,000 円		
貸付期間及び貸付申請額		令和6年 4月から	令和7年 3月まで 総額 384,000円	
本人	ふりがな	ぎふ みなも		
	氏名	岐阜 水面	養成所名等 〇〇看護専門学校 所属する学年 2年	
	生年月日及び年齢	平成16年 6月13日 (満 19歳)		
	入学年月	令和5年 4月		卒業予定年 月 令和7年 3月
	現住所及び電話番号	〒500-0000 岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3 (058) 〇〇〇-〇〇〇〇 携帯電話080-〇〇〇〇-〇〇〇〇		普段から連絡の取れる住所、電話番号を記入して下さい。
	帰省先住所及び電話番号	〒500-0000 岐阜県岐阜市〇〇〇〇123 (058) 〇〇〇-〇〇〇〇		
メールアドレス	携帯メール: gifu@gifu.com PCメール:		大文字、小文字、ハイフンやアンダーバー()などわかりやすく記入してください。	
添付書類	1 在学証明書 2 看護師養成所又は准看護師養成所の長の推薦書（第2号様式） 3 戸籍抄本 4 連帯保証人の印鑑証明書（※連帯保証人欄の㊟と同様） 5 その他（ ）			
<p>上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の貸付けを受けたいので申請します。 なお、私は、将来、岐阜県内において保健師、助産師又は看護師の業務（准看護師養成所に在学する者にあつては、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務）に従事する意思があることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">令和6年 9月 1日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 岐阜 水面</p> <p>岐阜県知事 様</p>				

【記入例】

上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県看護学生修学資金の返還債務については、本人と連帯して履行することを保証します。

なお、破産宣告は受けておりません。

令和6年 9月 1日

岐阜県知事 様

連 帯 保 証 人	住 所	〒500-0000 岐阜市〇〇〇〇1-2-3	電話番号 (自宅)	058-000-000 〇
	氏 名	岐阜 一郎 ⑩	生年月日 及び年齢	昭和54年 12月24日 (満 45 歳)
	職 業	会社員	本人との 続 柄	父
	住 所	〒500-0000 岐阜市〇〇〇〇23	電話番号 (自宅)	058-000-000 〇
	氏 名	岐阜 次郎 ⑩	生年月日 及び年齢	昭和54年 12月24日 (満 45 歳)
	職 業	自営業	本人との 続 柄	叔父

推 薦 書

学 年

氏 名

生年月日

住 所

上記の者は、下記のとおり成績が優秀であることから、岐阜県看護学生修学資金の貸付けを受ける者として推薦します。

記

- 1 GPAによる学年順位が上位1/2以上（順位： 人中 位／数値： ）
- 2 平均成績による学年順位が上位1/2以上（順位： 人中 位／数値： ）
- 3 その他の指標による学年順位が上位1/2以上
（指標： /順位： 人中 位／数値： ）
- 4 1～3を満たさないが、推薦する場合
①判断の参考とした1～3の指標と順位、数値
（指標： /順位： 人中 位／数値： ）
②推薦理由

（

）
以上

岐阜県知事 様

年 月 日

養成所名

所在地

職・氏名

※ 1から4までのいずれか一つを記入すること。

※ 職・氏名の欄には、看護師養成所又は准看護師養成所の長が署名してください。

【注意】 推薦書は、長3形の封筒に入れ、割印を押印してください。開封したものは無効になります。

推 薦 書

学 年

氏 名 **岐阜 水面**

生年月日 **平成16年 6 月13日**

住 所 **岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3**

上記の者は、下記のとおり成績が優秀であることから、岐阜県看護学生修学資金の貸付けを受ける者として推薦します。

順位は必ず記入し、
数値に関してはわかる範囲で記入すればよい

記

- 1 GPAによる学年順位が上位1/2以上（順位： 人中 位／数値： ）
- ② 平均成績による学年順位が上位1/2以上（順位： **40**人中 **5**位／数値： ）
- 3 その他の指標による学年順位が上位1/2以上
（指標： /順位： 人中 位／数値： ）
- 4 1～3を満たさないが、推薦する場合
①判断の参考とした1～3の指標と順位、数値
（指標： /順位： 人中 位／数値： ）
②推薦理由

（

）
以上

岐阜県知事 様

令和6年 9月 1日

養成所名 **〇〇看護専門学校**

所在地 **岐阜県岐阜市〇〇〇4-5-6**

職・氏名 **学校長・鮎川清**

- ※ 1から4までのいずれか一つを記入すること。
- ※ 職・氏名の欄には、看護師養成所又は准看護師養成所の長が署名してください。

【注意】 推薦書は、長3形の封筒に入れ、割印を押印してください。開封したものは無効になります。

<p>修学資金貸付決定通知書</p>							
<p>第 年 月 日 号</p>							
<p>様</p>							
<p>岐阜県知事</p>							
<p>年 月 日付けで申請のあった岐阜県看護学生修学資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けをすることに決定しましたので、岐阜県看護学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。なお、この通知書を受け取った日から起算して20日以内に誓約書（第5号様式）及び口座振替申出書（第6号様式）を提出してください。</p>							
<p>記</p>							
<p>貸付決定番号</p>	<p>第 号</p>						
<p>貸付金額</p>	<p>総額 円</p>						
<p>月 額</p>	<p>円</p>						
<p>貸付期間</p>	<p>年 月～ 年 月</p>						
<p>貸付金の交付時期等</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> <p>1回目</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> <p>2回目</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <p>年 月</p> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <p>年 月</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <p>円</p> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <p>円</p> </td> </tr> </table>	<p>1回目</p>	<p>2回目</p>	<p>年 月</p>	<p>年 月</p>	<p>円</p>	<p>円</p>
	<p>1回目</p>	<p>2回目</p>					
	<p>年 月</p>	<p>年 月</p>					
<p>円</p>	<p>円</p>						
<p>年 月</p>	<p>年 月</p>						
<p>円</p>	<p>円</p>						
<p>備考</p>							

修学資金貸付不承認決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付で申請のあった岐阜県看護学生修学資金の貸付けについては、下記の理由により不承認と決定しましたので、岐阜県看護学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。

記

理 由

誓 約 書

私は、岐阜県看護学生修学資金の貸付けを受ける修学生としての自覚と誇りを持ち、学業に専念することを誓います。

また、将来は、岐阜県内において保健師、助産師又は看護師の業務（准看護師養成所に在学する者にあつては、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務）に従事することを誓います。

年 月 日

氏 名

貸付決定番号 第 号

岐阜県知事 様

※ 氏名は、自署すること。

誓 約 書

貸付決定通知書を
受け取ってから
20日以内に提出

私は、岐阜県看護学生修学資金の貸付けを受ける修学生としての自覚と誇りを持ち、学業に専念することを誓います。

また、将来は、岐阜県内において保健師、助産師又は看護師の業務（准看護師養成所に在学する者にあつては、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務）に従事することを誓います。

令和6年 9月 1日

氏 名 岐阜 水面

貸付決定番号 第 1 号

岐阜県知事 様

※ 氏名は、自署すること。

口座振替申出書

年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県看護学生修学資金の交付について、下記の口座を指定しますので、口座振替の方法による支払いをお願いします。

記

区 分	<input type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 変更	
氏 名	カナ			
	漢字			
貸付決定番号	第		号	
養成所名				
養成所所在地				
住 所	郵便番号			
電 話 番 号				
振 替 口 座	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 / <input type="checkbox"/> 金庫 / <input type="checkbox"/> 組合		
	店舗名	<input type="checkbox"/> 本店 / <input type="checkbox"/> 支店 / <input type="checkbox"/> 出張所		
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 / <input type="checkbox"/> 当座 / <input type="checkbox"/> 貯蓄 / <input type="checkbox"/> その他（別段等）		
	口座番号			
	口座名義	カナ		
漢字				

※ 国内に本店をおく金融機関に限る。

※ 口座振込不能防止のため、預金通帳表紙の裏面のコピーなど、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義を確認することができるものを添付すること。

口座振替申出書

貸付決定通知書を受け取ってから
20日以内に提出

【記入例】

令和6年 9月 1日

岐阜県知事 様

岐阜県看護学生修学資金の交付について、下記の口座を指定しますので、口座振替の方法による支払いをお願いします。

記

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 変更
氏 名	カナ	ギフ ミナモ	
	漢字	岐阜 水面	
貸付決定番号	第 1 号		
養成所名	〇〇看護専門学校		
養成所所在地	岐阜県岐阜市〇〇〇4-5-6		
住 所	郵便番号	〒500-0000	
		岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3	
電話番号	(058) 〇〇〇-〇〇〇〇		
振 替 口 座	金融機関名	〇〇銀行 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行 / <input type="checkbox"/> 金庫 / <input type="checkbox"/> 組合	
	店舗名	岐阜 <input type="checkbox"/> 本店 / <input checked="" type="checkbox"/> 支店 / <input type="checkbox"/> 出張所	
	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 / <input type="checkbox"/> 当座 / <input type="checkbox"/> 貯蓄 / <input type="checkbox"/> その他（別段等）	
	口座番号	1234-5678	
	口座名義	カナ	ギフ ミナモ
漢字		岐阜 水面	

※ 国内に本店をおく金融機関に限る。

※ 口座振込不能防止のため、預金通帳表紙の裏面のコピーなど、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義を確認することができるものを添付すること。

第7号様式（第9条関係）

修学資金借用証書	
借 用 金 額	円
借 用 期 間	年 月 ～ 年 月
養 成 所 名	
<p>上記のとおり借用しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">貸付決定番号 第 号</p> <p>岐阜県知事 様</p>	

修学資金借用証書	
借 用 金 額	384,000円
借 用 期 間	令和6年 4月 ～ 令和7年 3月
養 成 所 名	〇〇看護専門学校
<p>上記のとおり借用しました。</p> <p>令和7年 4月 1日</p> <p>住 所 岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3</p> <p>氏 名 岐阜 水面</p> <p>貸付決定番号 第 1 号</p> <p>岐阜県知事 様</p>	

届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者（本人）住所
 氏名
 連絡先（電話番号）
 貸付決定番号 第 号
 保健師籍 厚生労働省 第 号
 助産師籍 厚生労働省 第 号
 看護師籍 厚生労働省 第 号
 准看護師籍（都道府県名） 第 号

岐阜県看護学生修学資金貸付規則第10条 { 第1項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。
 { 第2項 }

記

届 出 事 項	
届出事項の発生年月日	
届 出 内 容	

※ 届出内容の欄に記載する事実を証する書面を添付すること。

届 出 書

令和6年12月 1日

岐阜県知事 様

届出者（本人）住所 **岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3**
 氏名 **岐阜 水面**
 連絡先（電話番号） **058-〇〇〇-〇〇〇〇**
 貸付決定番号 第 **1** 号
 保健師籍 厚生労働省 第 号
 助産師籍 厚生労働省 第 号
 看護師籍 厚生労働省 第 **1** 号
 准看護師籍（都道府県名） 第 号

岐阜県看護学生修学資金貸付規則第10条 第1項 の規定により、下記のとおり届け出ます。
} 第2項

記

届 出 事 項	住所変更
届出事項の発生日	令和6年11月20日
届 出 内 容	現住所を 岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3 から 岐阜県関市〇〇〇〇1-2-3に変更

※ 届出内容の欄に記載する事実を証する書面を添付すること。

従 事 状 況 報 告 書

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人（本人）住所
 氏名
 連絡先（電話番号）
 貸付決定番号 第 号
 保健師籍 厚生労働省 第 号
 助産師籍 厚生労働省 第 号
 看護師籍 厚生労働省 第 号
 准看護師籍（都道府県名） 第 号

岐阜県看護学生修学資金貸付規則第10条第3項の規定により、岐阜県内において 保健師・助産師・看護師・准看護師 の業務に従事していることを報告します。

なお、従事先は、下記のとおりです。

記

従事先	名 称	
	所 在 地	

- ※ 毎年4月1日現在の状況について記載すること。
- ※ 「保健師・助産師・看護師・准看護師」の部分は、該当するものに○を付けること。
- ※ 従事証明書（第10号様式）又はこれに相当する書面を添付すること。

毎年4月30日までに提出

業 務 等 状 況 報 告 書

令和7年 4月 1日

岐阜県知事 様

届出者（本人）住所 **岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3**
 氏名 **岐阜 水面**
 連絡先（電話番号） **058-〇〇〇-〇〇〇〇**
 貸付決定番号 **第 1 号**
 保健師籍 厚生労働省 第 号
 助産師籍 厚生労働省 第 号
 看護師籍 厚生労働省 第 **1** 号
 准看護師籍（都道府県名） 第 号

岐阜県看護学生修学資金貸付規則第10条第3項の規定により、岐阜県内において 保健師・助産師 **看護師**、准看護師 の業務に従事していることを報告します。
 なお、従事先は下記のとおりです。

記

従事先	名 称	〇〇病院
	所 在 地	岐阜県岐阜市〇〇〇〇7-8-9

- ※ 毎年4月1日現在の状況について記載すること。
- ※ 「保健師・助産師・**看護師**・准看護師」の部分は、該当するものに○を付けること。
- ※ 従事証明書（第10号様式）又はこれに相当する書面を添付すること。

従 事 証 明 書

年 月 日

岐阜県知事 様

医療機関等名
所在地
代表者名
電話番号

下記の者は、保健師・助産師・看護師・准看護師として、従事していることを証明します。

記

氏 名	
保 健 師 籍	厚生労働省 第 号
助 産 師 籍	厚生労働省 第 号
看 護 師 籍	厚生労働省 第 号
准 看 護 師 籍	(都道府県名) 第 号

※ 「保健師・助産師・看護師・准看護師」の部分は、該当するものに○を付けること。

従事証明書

令和7年 4月 1日

岐阜県知事 様

医療機関等名 **〇〇病院**
 所在地 **岐阜県岐阜市〇〇〇〇7
 -8-9**
 代表者名 **雷鳥 蓮華**
 電話番号 **058-〇〇〇-〇〇〇**

下記の者は、保健師・助産師・**看護師**・准看護師として、従事していることを証明します。

記

氏名	岐阜 水面
保健師籍	厚生労働省 第 号
助産師籍	厚生労働省 第 号
看護師籍	厚生労働省 第 12345 号
准看護師籍	(都道府県名) 第 号

※ 「保健師・助産師・看護師・准看護師」の部分は、該当するものに○を付けること。

第11号様式（第12条関係）

修学資金返還明細書				
返 還 金 額	総額 円			
返 還 方 法	1 一括払い 2 その他（ ）			
返 還 開 始 時 期	年 月	から	返 還 回 数	回
1 回 の 返 還 額	第 1 回	円	第 2 回 以 降	円
返 還 理 由	岐阜県看護学生修学資金貸付規則第12条第1項第 号該当			
この資金を借用し 修学した期間	年 月～ 年 月（ か月）			
<p>上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金を返還します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>借 受 人 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>電話番号</p> <p>貸付決定番号 第 号</p> <p>連帯保証人 住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> <p>電話番号</p> <p>連帯保証人 住 所</p> <p>氏 名 ⑩</p> <p>電話番号</p> </div>				

【記入例】
 返還理由が生じた
 日から20日以内
 に提出

修学資金返還明細書				
返 還 金 額	総額 384,000 円			
返 還 方 法	<input checked="" type="radio"/> 1 一括払い 2 その他（ ）			
返 還 開 始 時 期	令和7年 4月 から		返 還 回 数	1 回
1 回 の 返 還 額	第 1 回	384,000 円	第 2 回 以 降	円
返 還 理 由	岐阜県看護学生修学資金貸付規則第12条第1項第 3 号該当			
この資金を借用し 修学した期間	令和6年 4月 ～ 令和7年 3月 （ 12 か月）			

上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金を返還します。

令和7年 4月 1日

岐阜県知事 様

借 受 人 住 所 **〒500-0000**
岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3

氏 名 **岐阜 水面** ⑩

電話番号 **080-0000-0000**

貸付決定番号 第 **1** 号

連帯保証人 住 所 **〒500-0000**
岐阜市〇〇〇〇1-2-3

氏 名 **岐阜 一郎** ⑩

電話番号 **058-000-0000**

連帯保証人 住 所 **〒500-0000**
岐阜市〇〇〇〇23

氏 名 **岐阜 次郎** ⑩

電話番号 **058-000-0000**

第12号様式（第12条関係）

修学資金返還方法変更承認申請書			
返 還 金 額	総額 円		
返 還 方 法	現在	1 一括払い	2 その他 ()
	今後	1 一括払い	2 その他 ()
返 還 金 額 の 算 出	借 受 金 額	円	
	既 返 還 額	円	
	既 免 除 額	円	
	返還方法変更後の返還金額	円	
変更後の返還開始時期	年 月から	変 更 後 の 返 還 回 数	回
変更後1回の返還額	第1回 円	第2回以降	円
変更しようとする理由			
<p>上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の返還方法を変更したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right;">借 受 人 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">貸付決定番号 第 号</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>			

修学資金返還方法変更承認申請書			
返 還 金 額	総額 384,000 円		
返 還 方 法	現在	<input checked="" type="radio"/> 1 一括払い	2 その他 ()
	今後	1 一括払い	<input checked="" type="radio"/> 2 その他 (半年賦)
返 還 金 額 の 算 出	借 受 金 額	384,000 円	
	既 返 還 額	0円	
	既 免 除 額	0円	
	返還方法変更後の返還金額	384,000 円	
変更後の返還開始時期	令和7年 5月 から	変 更 後 の 返 還 回 数	2 回
変更後1回の返還額	第1回 192,000 円	第2回以降	192,000 円
変更しようとする理由	生活困窮のため		
<p>上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の返還方法を変更したいので申請します。</p> <p>令和7年 4月 1日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right;">借 受 人 住 所 〒500-0000 岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3</p> <p style="text-align: right;">氏 名 岐阜 水面</p> <p style="text-align: right;">電話番号 080-0000-0000</p> <p style="text-align: right;">貸付決定番号 第 1 号</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 〒500-0000 岐阜市〇〇〇〇1-2-3</p> <p style="text-align: right;">氏 名 岐阜 一郎 ⑩</p> <p style="text-align: right;">電話番号 058-000-0000</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 〒500-0000 岐阜市〇〇〇〇23</p> <p style="text-align: right;">氏 名 岐阜 次郎 ⑩</p> <p style="text-align: right;">電話番号 058-000-0000</p>			

第13号様式（第15条関係）

修学資金返還免除申請書			
免除申請金額	円		
免除申請理由	1. 岐阜県看護学生修学資金貸付規則第13条第 号に該当 2. 岐阜県看護学生修学資金貸付規則第14条第1項第 号に該当 3. その他（ ）		
借受金額	円	既返還額	円
既免除額	円	返還額	円
理由発生年月日	年 月 日		
免許取得年月日	年 月 日		
上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。 年 月 日 岐阜県知事 様 <div style="text-align: right;"> 借受人住所 氏名 電話番号 貸付決定番号 第 号 </div>			

在 職 し た 医 療 機 関 等	
在職期間	在職した医療機関等
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号 () 所在地 -
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号 () 所在地 -
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号 () 所在地 -
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号 () 所在地 -
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号 () 所在地 -
合 計	年 月

- ※ 「免除申請理由」欄は、該当するものの数字に○を付けること。
- ※ 「在職した医療機関等」欄には、免許取得後在職した医療機関等を全て記入すること。
- ※ 次の書面を添付すること。
- ① 在職証明書（第14号様式）又はこれに相当する書面
 - ② 死亡又は退職の理由及び年月日を証する書面
 - ③ その他知事が必要と認める書面

修学資金返還免除申請書			
免除申請金額	384,000円		
免除申請理由	① 岐阜県看護学生修学資金貸付規則第13条第1項に該当 2. 岐阜県看護学生修学資金貸付規則第14条第1項第 号に該当 3. その他（ ）		
借受金額	384,000円	既返還額	0円
既免除額	0円	返還額	384,000円
理由発生年月日	令和12年 4月 1日		
免許取得年月日	令和7年 3月 31日		
上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。 令和12年 4月 1日 岐阜県知事 様 <div style="text-align: right;"> 借受人住所 〒500-0000 岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3 氏名 岐阜 水面 電話番号 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇 貸付決定番号 第 1 号 </div>			

【記入例】

在職した医療機関等	
在職期間	在職した医療機関等
令和7年 4月から 令和10年 3月まで	医療機関等名 みなも病院 電話番号 (058) 〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 岐阜市●▲1-1-1
令和10年 4月から 令和12年 3月まで	医療機関等名 川のきらめきクリニック 電話番号 (058) 〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 各務原市●▲1-1-1
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号 () - 所在地
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号 () - 所在地
年 月から 年 月まで	医療機関等名 電話番号 () - 所在地
合 計	5年 0か月

※ 「免除申請理由」欄は、該当するものの数字に○を付けること。

※ 「在職した医療機関等」欄には、免許取得後在職した医療機関等を全て記入すること。

※ 次の書面を添付すること。

- ① 在職証明書（第14号様式）又はこれに相当する書面
- ② 死亡又は退職の理由及び年月日を証する書面
- ③ その他知事が必要と認める書面

在 職 証 明 書

年 月 日

岐阜県知事 様

医療機関等名
所在地
代表者名
電話番号

保健師・助産師・看護師・准看護師 として、下記のとおり在職したことを証明します。

記

氏 名	
在 職 期 間	年 月から 年 月まで
休 職 期 間	年 月から 年 月まで
	(休職理由)

- ※ 在職した医療機関等が複数になる場合には、医療機関等ごとに作成・提出すること。
- ※ 「保健師・助産師・看護師・准看護師」の部分は、該当するものに○を付けること。

修学資金返還免除決定通知書

第 年 月 日
号

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった岐阜県看護学生修学資金の返還債務の免除については、下記のとおり免除することに決定しましたので通知します。

記

貸付決定番号	第 号
貸付金額	円
貸付期間	
免除金額	円
備考	

修学資金返還免除不承認決定通知書

第 年 月 日
号

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった岐阜県看護学生修学資金の返還債務の免除については、下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。

記

理 由

第17号様式（第17条関係）

修学資金返還猶予申請書				
猶予申請金額	円			
猶予申請期間	年 月 日	から	年 月 日	まで
猶予申請理由	1. 在学 2. 県内就業 3. 疾病・負傷 4. 災害 5. 育休 6. その他 ()			
この資金を借用し修学した期間	年 月 ~ 年 月			
借受金額	円	既返還額	円	
既免除額	円	返還未済額	円	
上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。				
年 月 日				
岐阜県知事 様				
借受人住所				
氏名				
電話番号				
貸付決定番号 第 号				

※ 返還の猶予を受けることができる事由に該当することを証する書面を添付すること。

修学資金返還猶予申請書			
猶予申請金額	384,000円		
猶予申請期間	令和7年4月1日	から	令和12年3月31日 まで
猶予申請理由	1. 在学 2. 県内就業 3. 病気・負傷 4. 災害 5. 育休 6. その他 ()		
この資金を借用し修学した期間	令和6年 4月 ~ 令和7年 3月		
借受金額	384,000円	既返還額	0円
既免除額	0円	返還未済額	384,000円
<p>上記のとおり、岐阜県看護学生修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。</p> <p>令和10年 4月 1日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right;">借受人住所 〒500-0000 岐阜県岐阜市〇〇〇〇1-2-3</p> <p style="text-align: right;">氏名 岐阜 水面</p> <p style="text-align: right;">電話番号 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p style="text-align: right;">貸付決定番号 第 1 号</p>			

※ 返還の猶予を受けることができる事由に該当することを証する書面を添付すること。

第18号様式（第18条関係）

<p>修学資金返還猶予決定通知書</p>	
<p>第 年 月 日 号</p>	
<p>様</p> <p>岐阜県知事</p>	
<p>年 月 日付けで申請のあった岐阜県看護学生修学資金の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり猶予することに決定しましたので通知します。</p>	
<p>記</p>	
貸付決定番号	第 号
返還猶予金額	円
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還期限	年 月 日
備考	

修学資金返還猶予不承認決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

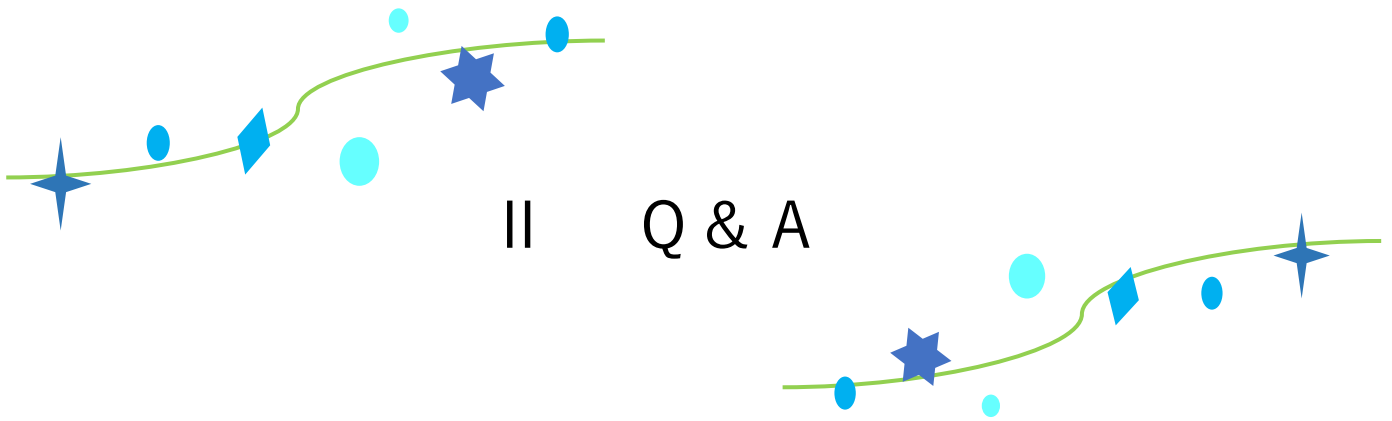
様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった岐阜県看護学生修学資金の返還債務の履行の
猶予については、下記の理由により不承認と決定しましたので通知します。

記

理 由



II Q & A



岐阜県看護学生修学資金貸付に関する Q & A

Q 1 岐阜県の出身ではありませんが応募できますか。

A 出身はどこでも構いません。

ただし、卒業後に岐阜県内の医療機関等に看護職員の業務に従事する意思を有していることが必要です。

Q 2 岐阜県外の養成所に進学する場合は応募できますか。

A 応募できません。岐阜県内の養成所に在学している方が対象です。

Q 3 同種の奨学金との併用はできますか。

A 他県に就業することが義務付けられている奨学金との併用はできません。

もし、貸付後発覚した場合は返還手続きをしてください。

なお、その他の併用に関しては、医療福祉連携推進課にお問い合わせください。

Q 4 新入生からでも応募できますか。

A 対象が2年生以上となるため、新入生は応募できません。

Q 5 各種申請書の住所は本籍地と違ってよいですか。

A よいです。申請書に記入する住所は県からの通知文書等が届く住所としてください。

Q 6 成績優秀の基準はありますか。

A 前年度のGPAや平均成績等が学年の上位2分の1以上であること、又はそれに相当する学力を有すると養成所の長が認める者が対象となります。該当するかは、各養成所へお問い合わせください。

Q 7 成績基準を満たす場合は全員が貸付決定されますか。

A 貸付は予算の範囲内で決定します。

募集人数以上の応募があった場合は、審査により貸付決定できない場合があります。

Q 8 連帯保証人は2人必要ですか。

A 2人必要となります。しかし、特別な事情があると認める場合は、1人でも良い場合があります。申請の際にご相談ください。

Q 9 大学、大学院に在学していますが、応募できますか。

A 大学や大学院の方は対象ではありません。

Q 10 准看護師養成所在学中に修学資金を受けました。看護師養成所に進学し、在学した後、再度修学資金の貸し付けを受けることはできますか。

A できます。

Q 11 国家試験または准看護師試験で不合格となったら、返還が必要ですか。

A 翌年再受験する意思がある場合は、申請により1年間は返還を猶予できます。卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に免許を取得し、岐阜県内に看護職員の業務に従事すれば

返還対象にはなりません。

しかし、卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に免許を取得できなかった場合は、返還が必要となります。

Q12 看護師養成所に在学しており、国家試験と准看護師試験を受け、国家試験で不合格、准看護師試験で合格となり、准看護師として勤務してもよいですか。

A 修学資金の貸付対象者は、看護師養成所に在学する者は将来保健師、助産師又は看護師の業務に従事する意思を有する必要があるため、准看護師として業務に従事する場合には返還が必要となります。

ただし、保健師、助産師又は看護師として業務に従事するため、翌年再受験する意思がある場合は、申請により1年間は返還を猶予でき、卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に免許を取得し、岐阜県内で保健師、助産師又は看護師の業務に従事すれば返還対象にはなりません。

Q13 免許取得後、数年間だけ県外に就業し、その後岐阜県内に就業する場合はどうなりますか。

A 返還が必要となります。免許取得後、遅滞なく岐阜県内に業務に従事した場合に返還免除となります。

Q14 就業後、勤務先を変更した場合、返還は必要ですか。

A 岐阜県内の医療施設へ就業先を変更する場合は返還不要です。

ただし、届出書(規則第8号様式)、従事証明書(規則第10号様式)を合わせて提出してください。

Q15 結婚等で氏名や住所が変わる場合、どのような手続きが必要ですか。

A 届出書(規則第8号様式)とともにその事実がわかる書面を添えて提出してください。

Q16 病気や怪我で就業できない場合、どうすればよいですか。

A 病気、負傷その他のやむを得ない理由で就業できないときは、猶予される場合があります。

修学資金猶予申請書(規則第17号様式)に、その事実がわかる書面を添えて申請してください。猶予審査の結果を、修学資金猶予決定通知書(規則第18号様式)又は修学資金猶予不承認決定通知書(規則第19号様式)にて通知します。

Q17 育児休業は返還猶予されますが、産前産後休暇は返還猶予されますか。

A 産前産後休暇は返還猶予とはなりません。

産前産後休暇については、労働基準法及び各医療機関の就業規則に定められた期間となり、業務従事期間に算入されます。

Q18 返還となった場合の手続きはどうすればよいですか。

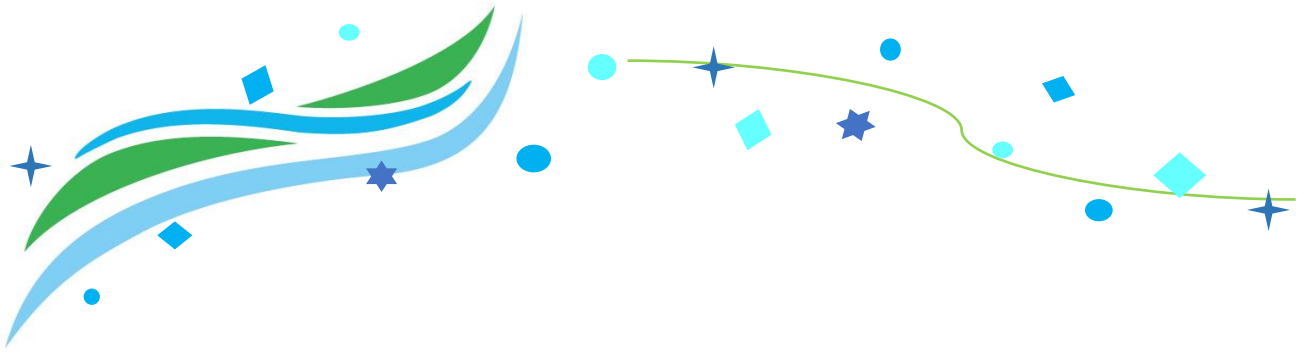
A 返還しなければならない場合は、修学資金返還明細書(規則第11号様式)を提出してください。受理後、「納入通知書」を送付しますので、金融機関等でお支払いください。

Q19 申請書がありません。どうしたらよいですか。

A 岐阜県ホームページに各様式を掲載しています。必要様式をダウンロードして活用してください。

医療福祉連携推進課ホームページ（URL）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/371346.html>



QRコード（岐阜県公式HP）



《岐阜県看護学生修学資金に関するお問い合わせ先》

岐阜県庁医療福祉連携推進課 看護係

TEL. 058-272-8269

FAX. 058-278-2871

E-mail : c11230@pref.gifu.lg.jp

